

○坂出市測量・建設コンサルタント業務等および物品の買入れ等指名競争入札における参加者
資格基準等に関する規則

平成21年3月27日規則第7号

改正

令和2年3月31日規則第21号

令和3年3月30日規則第5号

坂出市測量・建設コンサルタント業務等および物品の買入れ等指名競争入札における参加者
資格基準等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の11第2項の規定および坂出市契約規則（昭和40年坂出市規則第2号。坂出市下水道事業会計規則（令和2年坂出市規則第20号）第94条において準用する場合を含む。以下「契約規則」という。）第18条第1項の規定に基づき、坂出市測量・建設コンサルタント業務等および物品の買入れ等（以下「業務等」という。）指名競争入札（以下単に「指名競争入札」という。）における参加者資格基準および指名基準について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において「業務等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建設工事に係る測量・設計コンサルタント業務等
- (2) 役務の提供
- (3) 物品の製造の請負
- (4) 物品の買入れまたは賃貸借
- (5) 前4号以外であつて、市長が特に認めたもの

(資格審査)

第3条 指名競争入札に参加しようとする者の資格審査は、次に掲げるものによる。

- (1) 施行令第167条の11第1項において準用する第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 国税、県税および市税の滞納がない者であること。
- (3) 営業に関して法令による許可、登録等が必要な業務等にあつては、これを受けていること。

2 前項により坂出市工事請負等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受け、市長の承認を得て、契約規則第17条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(資格審査の申請)

第4条 指名競争入札に参加しようとする者は、測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（坂出市測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領に基づく。）および物品供給等に係る入札参加資格審査申請書（坂出市物品供給等に係る入札参加資格審査申請要領に基づく。）を市長が別に告示して定める受付期間および場所に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、前項の申請要領に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。

（承継）

第5条 第3条の資格審査を受けた者が死亡、廃業、営業譲渡、組織変更、合併等をしたときは、その者の実態を承継した者は、その承継の原因のあった日から30日以内に申請して、審査を受け承継することができる。

2 前項の審査および承継には、第3条第2項の規定を準用する。

（参加資格）

第6条 第3条または前条の規定により入札参加資格者名簿に登載されたもの（以下「有資格業者」という。）は、指名競争入札に参加する資格を有するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特に緊急を要する場合その他特別の理由があると認められるときは、審査委員会の審査を受け、指名競争入札に参加する資格を有するものとする。

（指名の原則）

第7条 契約担当者（契約規則第2条第3号に規定する契約担当者を言う。以下同じ。）が指名競争入札に参加させようとする者を指名しようとするときは、坂出市工事請負等審査委員会規程（昭和63年坂出市規程第7号）第2条第1項に基づき、審査委員会の意見を聴き、前条第1項の資格を有する者のうちから指名しなければならない。ただし、審査委員会が必要と認めるときは、この限りではない。

2 契約担当者は、災害等その他の理由により緊急の業務等の実施を必要とするときは、前項の規定にかかわらず指名競争入札に参加させようとする者を指名することができる。

（有資格業者の区分）

第8条 指名競争入札において、有資格業者を次のように区分する。

- （1） 市内業者 本社または本店を市内に有する業者
- （2） 準市内業者 支店または営業所を市内に有する業者
- （3） 市外業者 市内業者、準市内業者以外の業者

（市内業者の指名基準）

第9条 市内業者については、以下の指名基準を設ける。

- (1) 資格審査基準日（資格審査基準日については、市長が別に告示して定める。）以降において、次に掲げる事項に該当する者は指名しない。
 - ア 市長が別に定める坂出市建設工事指名停止等措置に基づく指名停止中であること。
 - イ 坂出市発注の業務等に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していると認められること。
 - (ア) 業務請負契約書等に基づく関係者に関する措置要求に請負者が従わない等請負契約の履行が不誠実であること。
 - (イ) 一括して第三者への委任または請負、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約が不相当であることが明確であること。
 - ウ 警察当局から、市長に対し、暴力団が実質的に経営する業者またはこれに準ずるものとして、排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不相当であると認められること。
 - エ 坂出市発注工事等に対する不当要求排除対策要綱（平成19年坂出市要綱第19号）に違反することが確認されたとき。
- (2) 資格審査基準日以降の経営状況について、会社更生法第17条による更生手続開始の申立てを申請した場合、民事再生法第21条による再生手続開始の申立てを申請した場合、破産法第18条または19条による破産手続開始の申立てを申請した場合、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である場合は指名しない。
- (3) 当該業務等に対する地理的条件については、本社または本店の所在地および当該地域での業務等について総合的に勘案して指名すること。
- (4) 現場説明会および入札において事前の連絡も無く欠席した業者については、その理由を総合的に勘案し指名を見送ることができる。
- (5) 当該業務等についての技術的適性については、次に掲げる事項に該当するかどうかを総合的に勘案して指名すること。
 - ア 当該業務等および同種業務等について相当の実績があること。
 - イ 当該業務等の実施に必要な品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務等の実績があること。
 - ウ 発注予定業務等種別に応じ、当該業務等を受注するに足りる技術職員等が確保できると認

められること。

エ 前3号のほか審査委員会が認めた場合

(6) 資格審査基準日以降における安全管理の状況

ア 市発注業務等について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しない。

イ 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案して指名する。

(7) 資格審査基準日以降における労働福祉の状況

ア 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、指名しないこと。

(8) 指名競争入札における指名業者数

ア 入札における指名業者数は設計金額に応じて以下のとおり設定するものとする。ただし、業務等の種類によって業者数が少ない場合等には、この限りでない。

(ア) 100万円以上1,000万円未満 5社以上

(イ) 1,000万円以上2,000万円未満 6社以上

(ウ) 2,000万円以上 7社以上

(9) その他市長が必要と認める事項

(資格審査基準日以前の状況)

第10条 資格審査基準日以降における状況に係る事項については、必要があると認めるときは、資格審査基準日以前の状況も勘案し当該状況を判断することができるものとする。

(準市内業者の指名基準)

第11条 市内業者のみでは指名が困難な場合においては、前2条の規定に加え、次に掲げる事項を総合的に勘案し、準市内業者を追加して指名を行うものとする。

(1) 発注する業務等において、実施可能な市内業者が少ない場合

(2) 災害時等において、同時期に同種の業務等が重なった場合

(3) 発注する業務等が第三者の権利の対象となっている方法の使用を必要とする場合

(市外業者の指名基準)

第12条 市内業者、準市内業者のみでは指名が困難な場合においては、前3条に規定する事項を総合的に勘案し、市外業者を追加して指名を行うものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月31日規則第21号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月30日規則第5号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。